日調連財発第４４号
令和２年１２月１７日

該当土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士賠償責任保険の加入勧奨について（お願い）

平素から当連合会の共済会事業にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記保険は、土地家屋調査士業務を行う会員が、委託者又は第三者からの損害賠償請求について法律上の損害賠償責任を負い、損害賠償金や争訟費用を支払わなければならないときの万一の事態に備えるためのものです。土地家屋調査士の社会的責任等の観点から、同保険への全ての会員の加入が望ましいところであります。

今回（令和３年４月１日午後４時から１年間）の補償から、希望者のみの任意付帯である情報漏えい特約の補償範囲が拡大され、サイバープロテクター特約へ変更となります。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、貴会の未加入会員や新入会員に対する同保険への加入勧奨についてご協力をお願いします。

なお、標記保険に全員加入されている土地家屋調査士会におかれましては、今後も特段の配慮を賜りますよう引き続きよろしくお願いします。